

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員被服貸与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十三号）

の一部を次のように改正する。

別表中第十九号を同表中第二十号とし、同表中第十八号を第十九号とし、同表中第十七号を第十八号とし、同表中第十六号を第十七号とし、同表中第十五号を第十六号とし、同表中第十四号を第十五号とし、同表中第十三号を第十四号とし、同表中第十二号の項の次に次のように加える。

十				
三				
歯科衛生士				
白靴	予防衣	ズボン	白衣	帽子
一	二	二	二	一
一	一	一	一	一

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。